

審 査 基 準

平成 27 年 4 月 6 日作成

条 例 ・ 規 則 名 : 金属くず類回収業に関する条例
根 拠 条 項 : 第 1 2 条第 3 項
処 分 の 概 要 : 帳簿の廃棄の承認
原権者 (委任先) : 警察署長
条例・規則の定め : 金属くず類回収業に関する条例施行規則第 9 条 (帳簿の廃棄)
審 査 基 準 : 次の各号に掲げる事項に該当する場合に承認する。 (1) 帳簿使用の最終日から 1 年以上を経過している (2) 帳簿記載の物品全部の処置が完了している (3) 犯罪捜査条必要性がない
標 準 処 理 期 間 : 1 0 日
申 請 先 : 営業所の所在地の所轄警察署生活安全課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課 (係)
備 考 :